

金融分野における個人情報保護等の在り方  
検討に当たっての視点〔メモ〕

**1. 個人情報の保護に関する法律案**

○個人情報の保護に関する法律案（以下「個人情報保護法案」という。）は、個人情報の性質や利用方法の如何を問わず、特別の配慮を要する場合を除き、民間事業者全般を「個人情報取扱事業者」として一律に規制するため、第5章第1節（個人情報取扱事業者の義務）において必要最小限度の規律を規定している。

**【注】**

個人情報取扱事業者：個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く。

個人情報データベース等：個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び のほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

○この法律の施行に当たっての主務大臣は、個人情報取扱事業者については原則として当該事業者が行う事業を所管する大臣等、認定個人情報保護団体については原則として当該団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等とされている。各主務大臣は、この法律及び政令、基本方針（閣議決定事項）に基づき、所管する業界の個人情報の取扱いの実態を勘案しつつ、施行前に所要のガイドラインや認定基準を策定することとなる。

○一方、個人情報保護法案第11条第3項では、「政府は...個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と規定している。

○すなわち、個人情報取扱事業者が取扱う個人情報の性質や利用方法は、その業務内容を反映して多様であるが、プライバシー保護や個人の権利利益の保護の観点からみて、個人情報保護法案に規定された規律とは別に、特定の分野において個人情報の性質や利用方法にふさわしい措置が必要であると判断される場合には、その特性等に応じて、個別法を含め格別の措置を講じることが要請される。

## 2 . 金融庁所管の事業者が取り扱う個人情報の性質・利用方法の特性

金融取引における個人情報の取扱いについてはどのような特性があるのか。

〔不適正な取扱いが放置されれば〕

金融取引は、個人(経済主体としての家計)が消費に伴う決済や資産形成、資金調達等を行う上で必要不可欠であり、かつ、ITの活用が大いに見込まれる分野である。



高度情報通信社会の進展に伴い、プライバシー侵害発生のリスクが従来に増して大きくなるが、金融取引を回避できない以上、平穏な生活が妨げられる、との懸念が強まる。

実生活(プライバシー)を把握又は推認し得る内容を含んでおり、一般論として可能な限り他者に知られたくない個人情報が多い。



提供した、又は取引の過程で発生する個人情報の事業者からの流失に対する不安感が強いが、情報の持つ性格として回収不能なため、本人の受けた損害(特に人格尊重の理念に反する行為による精神的苦痛)の補填が難しい。

概ね継続的取引関係であることに伴い、個人情報蓄積され易い。



継続的に蓄積された情報はそれだけ本人の profile を画定するベースとなるため、誤情報や情報の取り違えは profile を歪め、不当な権利利益の侵害を招く蓋然性が高い。

所管事業者にとってビジネス遂行上、個人情報取得の必要性が高い。



消費者としては、金融業者であるが故に敢えて秘匿性の高い個人情報であっても提供している(=半ば提供せざるを得ない)ため、個人情報の取扱いに高い職業倫理が求められ、漏洩等の不祥事は国民の信頼性を傷つける恐れが高い。

ビジネス上利用価値が高く、第三者にとって、入手したいとの欲求・ニーズが高い。



安易な情報の第三者への提供により、本人は不招請勧誘を受忍しなければならないが、そもそも個人情報の流通の実態が把握できないことからくる不快感を覚えるが、自己防衛のしようがない。

### 3 . 金融分野における個人情報の取扱いに対する規律の現状と問題の所在

○金融分野では、個人情報の取扱いについて自主ルールを定めている。

- ・金融機関等における個人データ保護のための取扱指針(金融情報システムセンター、1999年4月改正)

【注】「金融機関等」の範囲(第2条第1号)

金融機関、保険会社、証券会社及び日本クレジットカード協会加盟クレジットカード会社

- ・貸金業に係る個人データ保護のためのガイドライン((社)全国貸金業協会連合会、1999年1月)
- ・信用情報機関は各々所要のルールを定めている他、三者協議会は「信用情報機関における個人信用情報の保護に関する指針」(1999年3月)を制定。
- ・なお、金融庁は「事務ガイドライン」の中で貸金業協会が設置する又は指定する信用情報機関の運営について所要の留意事項を定めている。

金融分野における個人情報の特性に照らした場合、金融庁所管事業者の個人情報の取扱いの実態及び自主ルールに基づく規律の現状にかんがみ、改善すべき問題点は何か。

例えば、

- 事業者の利用目的や利用形態等の個人情報の取扱い全般について本人はどの程度認識可能な状態に置かれているか。
- 事業者の業務上の必要性及び本人の便益に見合って、取得、利用、管理、提供の各局面で適切に取扱われているか。
- 事業者による第三者への提供等について本人はどの程度コントロール可能な状態に置かれているか。
- 個人情報保護に関するルール遵守(コンプライアンス)及び違反状態の是正(エンフォースメント)についてどの程度実効性を担保するための措置が講じられているか。

#### 4 . 個人情報保護法の施行に加え、格別の措置を講じるに当たっての基本的な考え方

上記「3 .」を踏まえ、金融分野において取り扱われる個人情報の特性等に応じて重層的な保護システムを講ずることを念頭に置いて具体的な内容の検討を進めていくに当たっては、拠るべき基本的な考え方を整理しておく必要がある。

例えば、

- 個人の権利利益の保護と個人情報の効果的な活用による我が国の金融機能の円滑な発揮とのバランスに対する配慮（個人情報保護法案第1条(目的)参照）
- 良好な顧客関係(C R)を構築する上で、本人による自己情報に対する適切なコントロールの確保と事業者による業務遂行上負担すべきコストとの比較衡量
- 保護の必要性（侵害のリスク）の度合に見合った規制（内容及び手法）を課す上で、その度合を判断するためのメルクマールの設定
  - ⇒ 利用目的、利用する者又は提供先の業務内容、取扱いの特殊性 etc
- 市場規律の活用が期待される分野と公的規制の対象分野との最適な組合せに対する配慮